国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十八号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「七日」を「三日」に改め、同条第四号及び第五号中「を提供する」を「が提供される」に改め、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六　厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。

七　法第十三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。

八　施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた国家戦略特別区域法第十三条第一項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）の申請であって、この政令の施行の際特定認定をするかどうかの処分がされていないものに係る特定認定については、なお従前の例による。

3　この政令の施行の際現に特定認定を受けている者（前項の規定によりなお従前の例によることとされた特定認定を受けた者を含む。）に対する改正後の国家戦略特別区域法施行令（以下「新令」という。）第十二条の規定の適用については、その者が行う当該特定認定を受けた事業は、施行日から起算して九十日を経過する日までの間は、改正前の国家戦略特別区域法施行令第十二条に規定する要件に該当する限り、新令第十二条に規定する要件に該当するものとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十九号

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三条第一項第八号、第五条第一項第一号、第十六条第一項、第三十九条の八第一項及び第七十八条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同項に次の一号を加える。

九　第一項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）が〇・一五立方メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの（第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

第三条の表第一号中「可燃性のものを除く」を「難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る」に改める。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、法第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を申請した者が、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める場合は、七年とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年十一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。